

## 平成29年草加市議会12月定例会 市長提出議案一覧

### 【議案】

- 第64号議案 平成29年度草加市一般会計補正予算（第4号）
- 第65号議案 平成29年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第66号議案 平成29年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第67号議案 平成29年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第68号議案 平成29年度草加市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第69号議案 平成29年度草加市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第70号議案 草加市個人情報保護条例及び草加市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第71号議案 アコスホール設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第72号議案 草加市立児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第73号議案 草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第74号議案 草加市農業委員会委員定数条例の制定について
- 第75号議案 草加市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第76号議案 指定管理者の指定の期間の変更について
- 第77号議案 指定管理者の指定について
- 第78号議案 指定管理者の指定について
- 第79号議案 指定管理者の指定について
- 第80号議案 指定管理者の指定について
- 第81号議案 市道路線の廃止について
- 第82号議案 市道路線の認定について
- 第83号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

# 議案

## 第64号議案 平成29年度草加市一般会計補正予算(第4号)

補正前の歳入・歳出予算額 71,965,833千円

歳入・歳出補正予算額 137,868千円

補正後の歳入・歳出予算額 72,103,701千円

補正予算の主な内容

歳入	丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものを。		(千円)
款	補正額	主な内容	
13 国庫支出金	93,865	障害者介護給付費・訓練等給付費負担金	30,522
		障害者自立支援医療費負担金	206
		障害児入所給付費等負担金(子育て支援課)	53,850
		障害児入所給付費等負担金(障がい福祉課)	858
		社会保障・税番号制度システム整備費補助金(市民課)	7,350
		子ども・子育て支援交付金(子ども育成課)	1,491
14 県支出金	44,003	障害者介護給付費・訓練等給付費負担金	15,261
		障害者自立支援医療費負担金	103
		障害児入所給付費等負担金(子育て支援課)	26,925
		障害児入所給付費等負担金(障がい福祉課)	429
		放課後児童健全育成事業費補助金	1,491
合計	137,868		

歳出				(千円)
款	補正額	主な内容	特定財源	
1 議会費	2,165	・人件費 [職員課]		2,165
2 総務費	73,466	・人件費 [職員課]		38,660
		・市制60周年関連事業[総合政策課]		1,463
		・財政調整基金積立金 [財政課]		92,777
		・住民基本台帳事務[市民課]		7,350

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
2 総務費		・アコスホール維持・管理事業[文化観光課]		7,430
		・観光推進事業[文化観光課]		3,106
3 民生費	134,042	・人件費 [職員課]		58,816
		・介護保険特別会計繰出金[介護保険課]		1,767
		・自立支援給付事業[障がい福祉課]		62,348
		・障害者居住支援体系の整備事業[障がい福祉課]		8,796
		・障害児家庭支援事業[子育て支援課]		107,700
		・放課後児童健全育成事業[子ども育成課]		12,247
4 衛生費	14,663	・人件費 [職員課]		14,663
5 労働費	2,327	・人件費 [職員課]		2,327
6 農林水産業費	5,103	・人件費 [職員課]		5,103
7 商工費	7,040	・人件費 [職員課]		7,040
8 土木費	15,539	・人件費 [職員課]		8,243
		・新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		7,558
		・新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		10,282
		・公共下水道事業特別会計繰出金[河川課]		5,942
10 教育費	22,803	・人件費 [職員課]		36,568
		・学校就学援助事業(小学校)[学務課]		8,403
		・学校就学援助事業(中学校)[学務課]		5,362
合 計	137,868			

・繰越明許費の設定(1事業)

放課後児童健全育成事業

繰越額

4,190千円

・債務負担行為の補正(15事業)

	事 項 ( 期 間 )	限度額
追加(新規設定分)	公有財産管理事業(平成29年度～平成31年度)	131,222千円
追加(新規設定分)	市制60周年関連事業(平成29年度～平成30年度)	27,220千円
追加(新規設定分)	コミュニティセンター管理事業(平成28年度設定分)(平成29年度～平成33年度)	2,465千円
追加(新規設定分)	体育施設等管理運営事業(平成28年度設定分)(平成29年度～平成33年度)	4,264千円
追加(新規設定分)	スポーツ振興事業(大相撲草加場所委託事業)(平成29年度～平成30年度)	9,300千円
追加(新規設定分)	社会福祉施設管理運営事業(高年者福祉センターふれあいの里) (平成29年度～平成34年度)	521,214千円
追加(新規設定分)	障害社会福祉施設管理運営事業(障害者グループホームひまわりの郷) (平成29年度～平成34年度)	132,561千円
追加(新規設定分)	障害社会福祉施設管理運営事業(障害者就労訓練農場) (平成29年度～平成34年度)	17,400千円
追加(新規設定分)	保育施設整備事業(しんぜん保育園耐震補強等工事)(平成29年度～平成30年度)	136,156千円
追加(新規設定分)	放課後児童健全育成事業(第2児童クラブ)(平成29年度～平成30年度)	51,881千円
追加(新規設定分)	放課後児童健全育成事業(松原・西町・氷川・花栗南・谷塚児童クラブ) (平成29年度～平成34年度)	878,033千円
追加(新規設定分)	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業)(平成29年度～平成30年度)	25,100千円
追加(新規設定分)	道路舗装改良事業(平成29年度～平成30年度)	140,184千円
追加(新規設定分)	排水路整備事業(平成29年度～平成30年度)	120,204千円
廃止(既設定分)	放課後児童健全育成事業(西町・氷川児童クラブ)	廃止

**第65号議案** 平成29年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額	7,420,567千円
歳入・歳出補正予算額	-5,942千円
補正後の歳入・歳出予算額	7,414,625千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
4 繰入金	5,942	一般会計繰入金
合計	5,942	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 総務費	5,942	人件費 [職員課]
合計	5,942	

**第66号議案** 平成29年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額	215,496千円
歳入・歳出補正予算額	-10,282千円
補正後の歳入・歳出予算額	205,214千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
3 繰入金	10,282	一般会計繰入金
合計	10,282	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 総務費	10,282	人件費 [職員課]
合計	10,282	

**第67号議案** 平成29年度草加都市計画事業新田駅西口地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額	919,397千円
歳入・歳出補正予算額	-7,558千円
補正後の歳入・歳出予算額	911,839千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
5 繰入金	7,558	一般会計繰入金
合計	7,558	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 総務費	7,558	人件費 [職員課]
合計	7,558	

**第68号議案** 平成29年度草加市介護保険特別会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額	14,232,282千円
歳入・歳出補正予算額	3,532千円
補正後の歳入・歳出予算額	14,235,814千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
3 国庫支出金	1,765	介護保険事業費補助金 1,765
7 繰入金	1,767	事務費等繰入金 1,767
合計	3,532	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 総務費	3,532	介護保険一般事務 3,532
合計	3,532	

**第69号議案** 平成29年度草加市水道事業会計補正予算（第1号）

・債務負担行為 新規設定分 (千円)		限度額
No.	事項(期間)	
1	施設改良事業 (平成29年度～平成30年度)	418,400

**第70号議案** 草加市個人情報保護条例及び草加市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に鑑み、個人情報の定義を明確にするとともに、人種、信条等の特に配慮を要する個人情報の取扱いに関する規定の整備等を行うものです。

2 内容

(1) 草加市個人情報保護条例の一部改正

ア 個人情報の定義の明確化

個人情報の定義の明確化を図るため、その情報単体でも個人情報（生存する個人に関する情報であって、氏名、住所、生年月日など特定の個人を識別することができるもの）に該当することとした個人識別符号の定義を新たに設けるものです。

### 【個人識別符号】

身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋

サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号

公的な番号

旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種  
保険証番号等

## イ 要配慮個人情報の取扱い

### (7) 要配慮個人情報の定義

個人情報のうち、特に慎重に取扱うこととしていた思想、信条及び宗教に関する個人情報について、本人に対する不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する「要配慮個人情報」として整理し、定義するものです。

### 【要配慮個人情報】

- ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害情報
- ・本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するもの
  - 身体障がい・知的障がい・精神障がい等があること
  - 健康診断その他の検査の結果
  - 保健指導、診療・調剤情報
  - 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
  - 本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

(1) 要配慮個人情報の収集の制限

要配慮個人情報は、原則として収集できないものとします。

ただし、次に該当する場合は、例外的に収集できるものとします。

- ・本人の同意があるとき。
- ・法令又は条例に定めがあるとき。
- ・法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとき。
- ・法令又は条例の定める所掌事務を遂行するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認めるとき。
- ・個人の生命、身体、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

ウ 事業者が保有する個人情報の保護に関する規定の廃止

個人情報保護法において対象外としていた事業者（その事業で取り扱う個人情報の数が5,000以下）が同法の対象とされたことから、事業者が保有する個人情報に関する規定を廃止するものです。

(2) 草加市情報公開条例の一部改正

草加市個人情報保護条例と同様、個人情報の定義を明確にするものです。

3 施行期日

公布の日から施行します。

**第71号議案** アコスホール設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

市民の自主的な文化芸術活動を推進し、文化芸術の振興を図るため、アコスホールにギャラリーを増設するとともに、その使用料を設定するものです。

2 内容

アコスホールに「ギャラリー小」を新たに設置するとともに、現在のギャラリーの名称を「ギャラリー大」に変更します。

### ギャラリー小の概要

設置場所：アコスビル南館 6 階旧喫茶室

面積：35.21㎡

使用料：全日（午前9時から午後10時まで）1,500円

### 3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

## 第72号議案 草加市立児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 目的

指定管理者が管理を行う児童クラブに係る保育料の管理事務等について効率化を図るため、保育料の收受者を見直すとともに、条文の所要の整備を行うものです。

### 2 内容

#### (1) 保育料の收受者の見直し

これまで指定管理者の収入として收受させていた保育料の收受者を市に変更し、市直営の児童クラブの保育料と一元的に管理することで保育料の管理事務等の効率化を図ります。

#### (2) その他

条文の所要の整備を行います。

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

#### (2) 草加市立児童館設置及び管理条例の一部改正

草加市立児童クラブ設置及び管理条例の一部改正に伴い、草加市立児童館設置及び管理条例の条文の所要の整備を行います。

**第73号議案** 草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

1 目的

所得税法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

所得の制限に係る規定中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものです。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年1月1日から施行します。

(2) 経過措置

改正後の規定は平成30年以後の所得による制限について適用し、平成29年以前の所得による制限については、従前の例によるものとします。

**第74号議案** 草加市農業委員会委員定数条例の制定について

1 目的

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の定数を定めるものです。

2 内容

農業委員会の委員の定数は「14人」とします。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年9月1日から施行します。

(2) 草加市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止

当該条例は、草加市農業委員会委員定数条例の制定に伴い、廃止します。

(3) 準備行為

草加市農業委員会の委員の任命に関して必要な行為は、条例の施行日前においても行うことができるものとします。

第75号議案 草加市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

市民サービスの向上及び地域経済の振興を図るため、シティパーキングアコスに 利用料金制度を導入するものです。

利用料金制度

指定管理者制度の運用に当たっては、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に施設の使用に係る料金を収入として収受させることができる利用料金制を導入することができます。この制度は、指定管理者の自主的な経営努力を發揮しやすくする観点から設けられたものであり、指定管理者が条例に基づく利用料金の枠組みの中で裁量を發揮し、より効果的かつ効率的なサービス提供を行うことができるようにするものです。

【参考】地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

2 内容

(1) 駐車料金の収受

駐車料金は、指定管理者の収入として収受させるものとします。（利用料金制度）  
ただし、協定で定めるところにより指定管理者に駐車料金の一部を市に納付させることができるものとします。

## (2) 駐車料金の額

駐車料金は、条例で定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、条例には次のとおり上限の料金のみを定めます。

### 【上限の料金】

基本料金 1時間まで300円

超過時間30分までごとに150円を加算した額

定期駐車券 1か月25,000円

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

### (2) 経過措置

改正後の駐車料金については、施行日以後の入車に係る料金について適用し、施行日前の入車に係る料金については、従前の例によるものとします。

また、施行日前に入車し、施行日以後に出車する場合の料金の額が、改正前の規定により算出した額より低い額となるときは、改正後の規定により算出した額とします。

## 第76号議案 指定管理者の指定の期間の変更について

### 1 目的

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に管理を行わせている草加市立西町児童クラブ及び草加市立氷川児童クラブについて、その管理を平成30年4月1日から他の事業者（社会福祉法人草加市社会福祉協議会）に変更して行わせるため、指定管理者の指定の期間を変更するものです。

### 2 管理を行わせている施設

草加市立西町児童クラブ及び草加市立氷川児童クラブ

### 3 指定管理者

草加市氷川町2151番地11赤羽ビル1階

特定非営利活動法人草加・元気っ子クラブ

代表理事 小池 奈津夫

### 4 指定の期間

変更前 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

変更後 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

**第77号議案～第80号議案** 指定管理者の指定について

議案番号	管理を行わせる施設	指定管理者	指定の期間
77	草加市立松原児童クラブ 草加市立西町児童クラブ 草加市立氷川児童クラブ 草加市立花栗南児童クラブ 草加市立谷塚児童クラブ	草加市松江一丁目1番32号 社会福祉法人草加市社会福祉協議会 会長 藤城 武志	平成30年4月1日 から 平成35年3月31日 (5年間)
78	草加市高年者福祉センターふれあいの里	草加市柿木町1213番地1 社会福祉法人草加市社会福祉事業団 理事長 田中 和明	
79	草加市障害者グループホームひまわりの郷	草加市柿木町1213番地1 社会福祉法人草加市社会福祉事業団 理事長 田中 和明	
80	草加市障害者就労訓練農場	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 株式会社パソナハートフル 代表取締役社長 深澤 旬子	

**第81号議案** 市道路線の廃止について

次のとおり市道を廃止するものです。(合計 17路線・2,920.46m)

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 路線短縮        | 市道2083号線ほか5路線  |
| (2) 一般交通の用に供しない | 市道10665号線ほか3路線 |
| (3) 路線延長        | 市道20003号線ほか4路線 |
| (4) 寄附による路線延長   | 市道20345号線      |
| (5) 路線統合        | 市道40144号線      |

**第82号議案** 市道路線の認定について

次のとおり市道を認定するものです。(合計 43路線・3,920.74m)

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 路線短縮      | 市道2083号線ほか5路線   |
| (2) 道路新設改良工事等 | 市道9014号線ほか3路線   |
| (3) 寄附等       | 市道11635号線ほか26路線 |
| (4) 路線延長      | 市道20003号線ほか4路線  |
| (5) 寄附による路線延長 | 市道20345号線       |

**第 8 3 号議案** 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員高橋昌夫氏は、平成 3 0 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものです。